平成２６年（フ）第９１６３号
東京都三鷹市下連雀６丁目６―17―105
破産者　松葉　翔太
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１７６号
東京都立川市砂川町３丁目21―３
破産者　大丸　廣海
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１７７号
東京都立川市砂川町３丁目21―３
破産者　大丸　京子
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２３４号
千葉県柏市藤ケ谷1639―５
破産者　秋谷　博幸
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２３８号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目３―106
破産者　酒井　和男
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３０４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2591　コスモＡＯＩ円蔵202
破産者　坂井　明雄
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０５０号
神奈川県川崎市中原区新城１―11―11、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区船橋７丁目20番５―102号
破産者　株式会社オアシスフーズ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７３２号
東京都武蔵村山市伊奈平２丁目68―３―101
破産者　成田　　滋
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５９５号
東京都港区赤坂４丁目14―14―3811
破産者　増田　幸路
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３５号
東京都江戸川区東葛西６丁目10―15―802
破産者　八尾　卓哉
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０５１号
東京都足立区大谷田４丁目13―６―103、開始決定時の住所東京都葛飾区亀有３丁目11―５　富士見荘
破産者　塩田　俊二
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３００号
神奈川県相模原市南区相武台３丁目21―33　シャトルⅡ101
破産者　尾崎　和子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３２８号
東京都世田谷区船橋７丁目20番５―102号
破産者　有限会社玉木フーズ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３２９号
東京都世田谷区八幡山３丁目22―18―102
破産者　玉木　嘉一
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３３０号
東京都世田谷区八幡山３丁目18―13―101、開始決定時の住所東京都世田谷区船橋７丁目20―５―102
破産者　玉木　　毅
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３９４号
東京都台東区橋場１丁目17番16号
破産者　株式会社小野恵三郎商店
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３９５号
東京都墨田区墨田５丁目40―９―101
破産者　小野恵三郎
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４０９号
東京都墨田区緑１丁目15―12―607
破産者　佐々木貴子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４２６号
東京都目黒区中目黒５丁目28―３
破産者　木村　　行
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５５５号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1808―１　ファミリーヴィレッジ５号
破産者　小野　美夏
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５５６号
東京都品川区西中延３丁目７―６―201
破産者　加地　弘憲
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部